

隣保館だより

編集 下榎隣保館

〒689-4526 日野町下榎157番地1

電話：72-1191 (FAX 兼)

E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

新年度スタート ～今年度もどうぞよろしくお願いいたします～

今年度は次の職員で、人権センター、下榎隣保館・集会所などの活動を進めていきます。地域の皆さんが気軽に集えて、気軽に相談できる居場所づくりを心がけていきます。

地域の中での見守り活動の重要性と、隣保館の役割である「人と人」「人と制度」「制度と制度」をつなぐことに重点を置き活動していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

《職員紹介》【下榎隣保館館長・集会所長】田貝嘉彦 【下榎隣保館指導員】中原千鶴、西村さつみ
【生活相談員】西村千秋

隣保館の活動を紹介します！

相談事業

生活相談や高齢者問題など、生活の上での困りごと、心配ごとなどの相談を受け付けています。各専門機関と連携し、問題解決に取り組めます。相談内容は、堅く守られますので安心してご相談ください。

憩の家事業

下榎地区と近隣地区自治会を中心に、健康や生きがい、教養講座などを開催し、閉じこもり防止、高齢者の健康福祉の増進のため、憩の家を開放し集いの場をつくりま



す。「ぽかぽか教室」や「よってみよい家」のほか、「いきいき百歳体操」を開催し、誰でも気軽に集える場所を目指します。

学習会事業

地域の児童・生徒が正しい歴史を学習し、差別に負けない強くたくましい力をつけるために、「地域学習」「人権学習」など、毎週1回学習会を開きます。



学習講座

「生け花」「健康教室」「手芸」「料理教室」など生活に密着した講座を開きます。開催予定は、隣保館だよりまたは防災行政無線でお知らせします。どなたでも参加できますので、ふるってご参加ください。

貸し館事業

下榎集会所、老人憩の家の各施設を利用できます。
▶利用料：1時間 100円～150円

《研修参加報告》 「生活・福祉に関わる研修会」に参加して

下榎隣保館 生活相談員 西村 千秋

3月8日、中山ふれあいセンターで、宮崎茂さん(部落解放同盟中央生活福祉運動員)を招き、『地域福祉計画』と隣保館の相談機能の充実に向けて」と題した講演が行われました。

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進に取り組むための計画としてつくられました。住み慣れた地域で自分らしく生きることの実現と、自助・共助・公助に加えボランティアなどの助けによる互助の考えも計画に盛り込まれています。地域社会では、高齢者・子ども・障がい者など、それぞれの関係を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていくことが重要です。

「その際に問題となるのが、忌避意識と差別意識といった社会的障壁」と宮崎さん。続けて、「この

ような社会的障壁を除去するのが行政の重要な役割。計画に人権三法の理念と隣保館の位置づけを明確にすることが重要です」と指摘しました。

少子高齢化や地域力の低下などにより、地域住民の希薄化など独居高齢者にとってますます暮らしづらくなっている現実があります。これらを考えると、隣保館と福祉、人権に求められる役割や任務、そして職員のスキルアップが必要だと感じました。また、今回の研修はこれまでの研修を振り返る機会にもなりました。高齢者の見守りでは、個人情報把握(緊急連絡先、病気治療の有無、常備薬など)で聞き出しにくい面もありますが、寄り添うことが大事です。こうした人権と福祉の研修を繰り返すことで、より実践につながっていくのだと思いました。

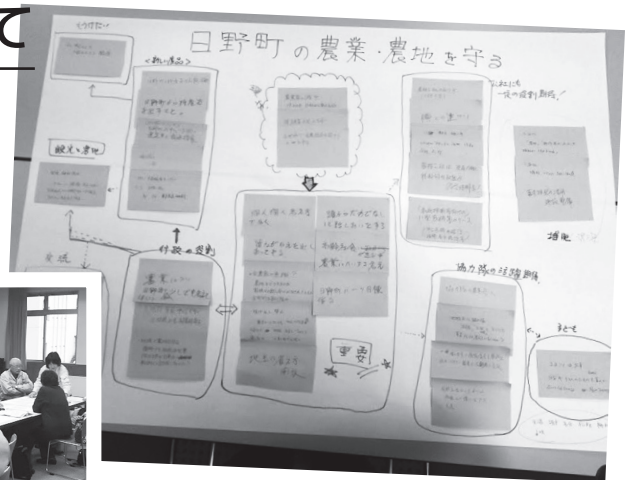
農業委員会だより No.74

「がんばる地域プラン」策定に向けて

日野町の農業をどのようにして守り、継承していくのか。3月22日、町役場で、農業の将来計画「がんばる地域プラン」の策定に向けた話し合いを行いました。

当日は、県の関係機関や農業委員ら関係者が参加し、日野町の農業を守っていくために必要な仕組みづくりや町が抱える課題などについて活発な意見が交わされました。

このプランが策定されることで、町の農業の将来像が明確になることが期待されます。プラン策定に向け、農業委員会も積極的に取り組んでいきます。



▲「日野の農業をどうするのか?」。
さまざまな立場で多くの意見が出される

あなたの地域に出かけます。

“農地のことなら、お気軽にご相談ください！”

2月21日、福長自治会（漆原集落）で、農地中間管理事業を利用した農地集積について座談会を開きました。

人口減少や少子高齢化が進む中、集落の農地をいかにして守っていくのか。現在の農地の状況や遊休農地の発生防止・有効活用などについて、農業委員らが地域の皆さんと膝を交えて話し合いました。

農業委員会では、委員らが集落を訪問し、地域の皆さんと話し合いの場を持つことは重要な活動の一つと考えています。農地のことでお困りの際は、農業委員会にお気軽にご相談ください。



農地中間管理事業を活用しましょう

地域ぐるみの話し合いを通じて、公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の貸し借りの間に入る農地中間管理事業を実施しています。

利用した場合、機構集積協力金などが受けられる場合があります。

詳しくは、農業委員会（電話 72-2103）までお問い合わせください。

農地中間管理事業：農地を一体的なまとまりとして効率的に担い手農家などに集積する事業。農地中間管理機構が町や農業委員会と連携して貸し借りの相手を探します。

